

国会議員関係政治団体の少額領収書等の 写しの開示制度(概要)

総務省選挙部支出情報開示室

はじめに

平成19年12月、与野党協議の結果成立した改正政治資金規正法により、国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示制度が創設されました。

具体的には、1万円以下の支出に係る領収書等を国会議員関係政治団体に保存し、開示請求があった場合は当該領収書等の写し(人件費を除く。)を、総務大臣届出の国会議員関係政治団体については総務大臣へ、都道府県選挙管理委員会届出の国会議員関係政治団体については都道府県選挙管理委員会へ、それぞれ提出していただき、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会が請求者に開示するものです。

目次

国会議員関係政治団体の定義・届出	1
国会議員関係政治団体の収支報告	2
領収書等の写しの開示に係る制度	3
少額領収書等の写しの開示の流れ	4
少額領収書等の写しの提出に当たっての留意事項	6

国会議員関係政治団体の定義・届出

「国会議員関係政治団体」とは・・・

以下の①②の政治団体(ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外)及び③です。

- ① 国会議員・候補者(候補者となろうとする者を含む。)が代表者である資金管理団体その他の政治団体(1号団体)
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(2号団体)
- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます。(みなし1号団体)

※国会議員関係政治団体に該当する場合は、該当する旨の届出が必要です。新たに設立する政治団体が国会議員関係政治団体に該当する場合には「設立届」に、既に設立されている政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には「異動届」に、必要事項を記載し、主たる事務所の所在地の各都道府県選挙管理委員会に提出することになります。

国会議員関係政治団体の収支報告

国会議員関係政治団体は・・・

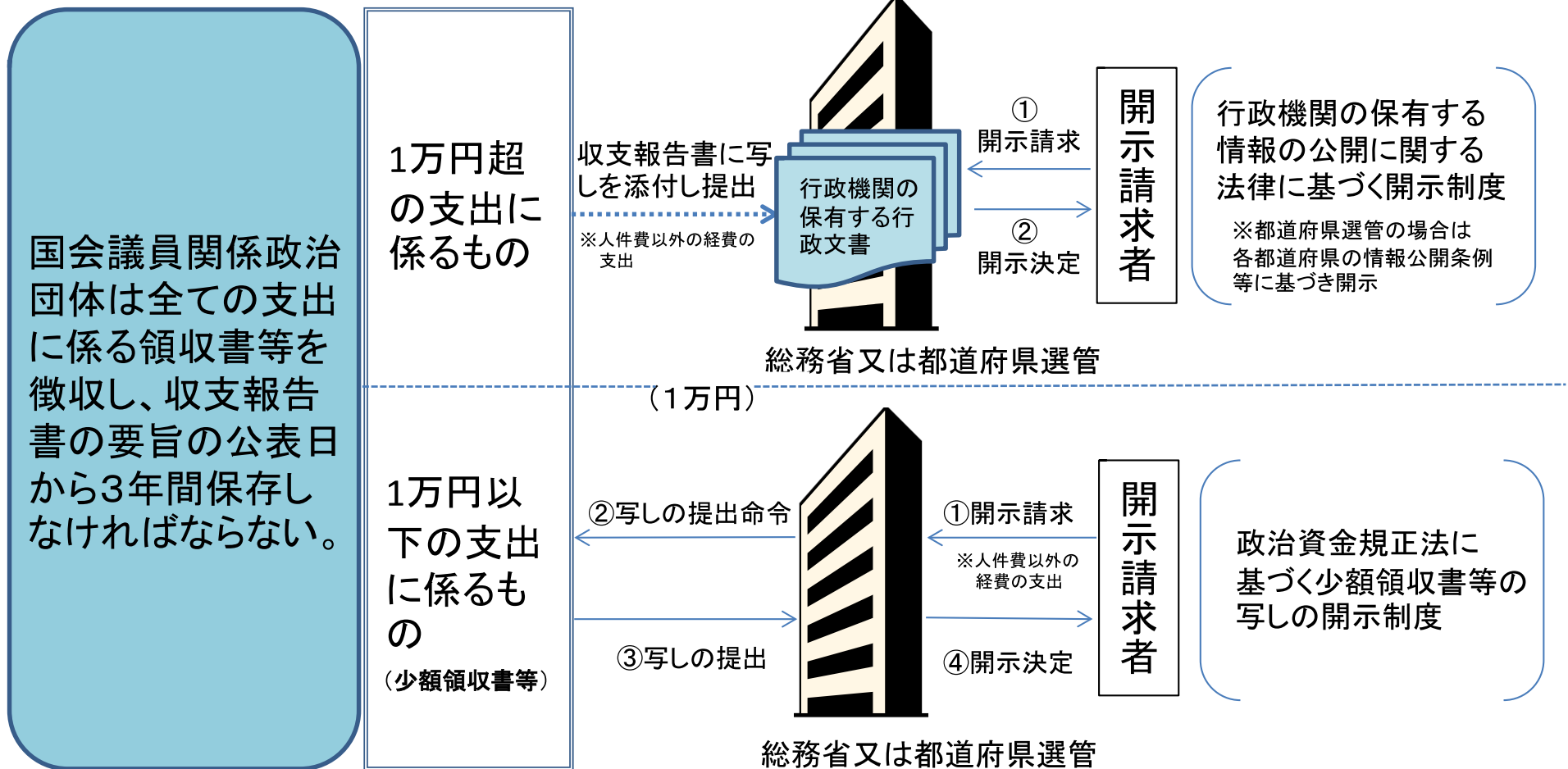
- ①平成21年1月1日以降の全ての支出について領収書等を徴収し、その支出に係る収支報告書の要旨の公表日から3年間保存しなければなりません。
- ②収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関し明細(支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日)を記載しなければなりません。
- ③収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。
- ④収支報告書を提出する際には、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係る領収書等の写しを提出しなければなりません。

※収支報告書の提出期限は、原則として5月31日です。

※総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、原則として収支報告書が提出された年の11月30日までにその要旨を公表するものとされています。

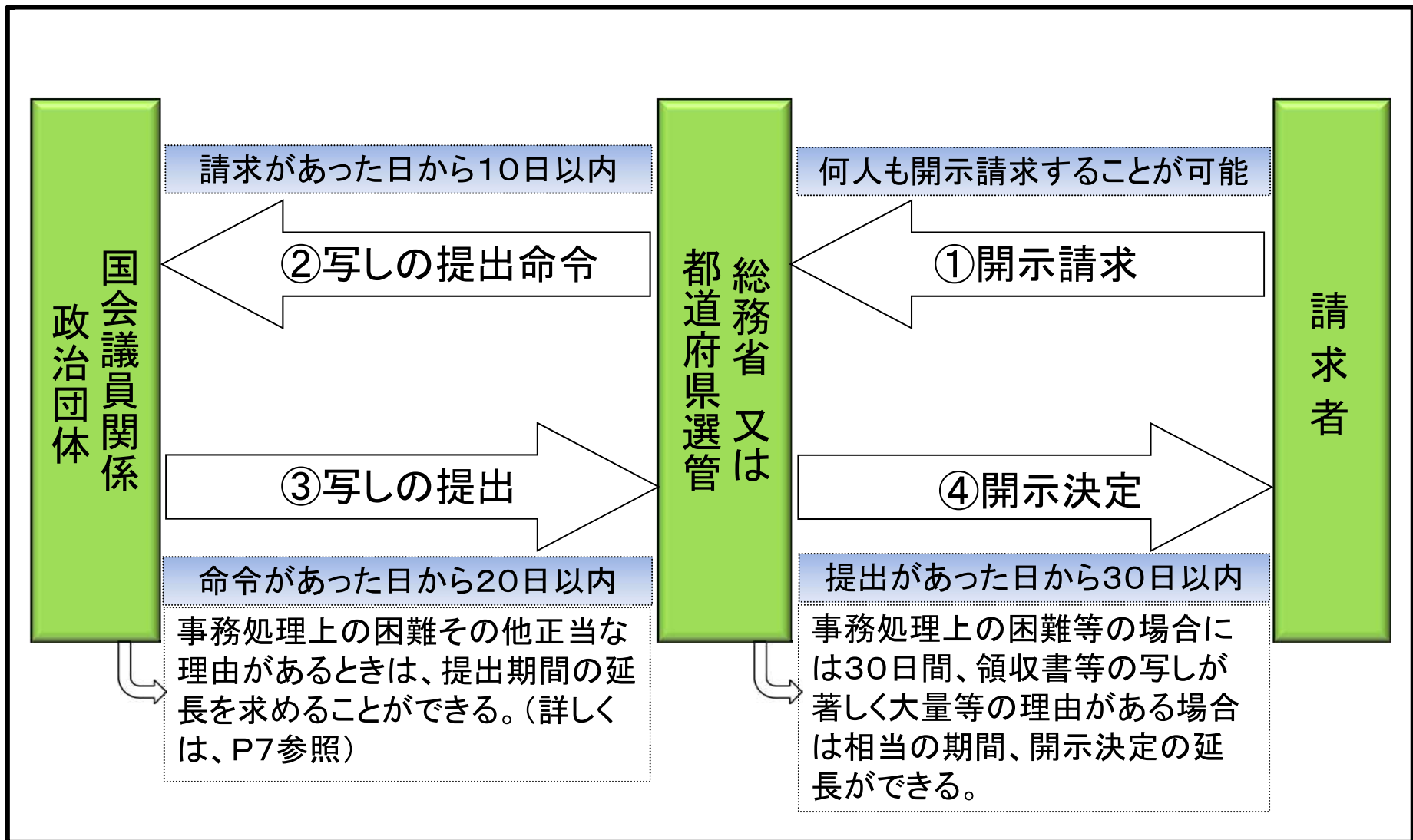
領収書等の写しの開示に係る制度

○国会議員関係政治団体は、人件費以外の全ての支出が開示請求の対象



少額領収書等の写しの開示の流れ

- ①何人も、国会議員関係政治団体の支出に関し、収支報告書の要旨の公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し(少額領収書等の写し)について、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に開示請求をすることができます。
※開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合に該当するときは、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、②以降の経手を経ずに、開示をしない旨の決定をします。[\(詳しくはこちら\)](#)
- ②開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、開示請求があった日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。
- ③国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出します。
- ④総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付により開示します。



少額領収書等の写しの提出に当たっての留意事項

○提出期間

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から20日以内に、総務省又は都道府県選挙管理委員会に少額領収書等の写しを提出しなければなりません。

郵送等で提出する場合には、20日以内に到達するよう余裕をもって発送してください。

○提出方法

提出に当たっては、少額領収書等を支出の項目(光熱水費、事務所費など)ごとに分類したものをA4の用紙に複写して提出いただくことになります。その際、項目別の枚数等の所要の事項を別紙①に記載の上、あわせて提出してください。

支出がない場合や、少額領収書等の写しを既に提出(一部を提出している場合も含む。)し、その内容に変更がない場合は、別紙①にその旨を記載し、これを提出してください。

○提出期間の延長

国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由(下記①②参照)があり、提出命令があった日から20日以内に提出ができないときには、30日間の延長を求めることができます。

この延長を求める場合には、提出命令があった日から20日以内に、提出期間を延長しなければならない正当な事由などを別紙②に記載の上、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出していただく必要があります。

また、提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるときには、31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間の延長を求めることができます。

この延長を求める場合には、提出命令があった日から20日以内に、特別な事情、延長を求める期間の根拠などを別紙③に記載の上、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出していただく必要があります。

なお、これらの延長を求めた場合には、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由が書面により通知されます。

※次の一方又は両方に該当する場合のいずれであっても、30日間の延長となります。

- ①提出命令があった日から20日以内の期間が、当該国会議員関係政治団体の代表者又は被推薦者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。
- ②少額領収書等の写しが著しく大量であるため、当該国会議員関係政治団体の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

○提出期間内に提出されない場合

提出期間内に少額領収書等の写しが提出されない場合は、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会は、その旨を開示請求者に通知するとともに、国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地等をインターネット等で公表することとされています。

令和 年 月 日

少額領収書等の写しの提出について（通知）

総務大臣 殿

国会議員関係政治団体の名称 _____

会計責任者の氏名 _____

「少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）」（令和 年 月 日付け総行支第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 下表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。
（該当する支出年及び支出項目ごとに提出するA4用紙の枚数を記入してください。）

支 出 項 目	令和〇〇年分	令和〇〇年分	令和〇〇年分
①光熱水費	枚	枚	枚
②備品・消耗品費	枚	枚	枚
③事務所費	枚	枚	枚
④組織活動費	枚	枚	枚
⑤選挙関係費	枚	枚	枚
⑥機関紙誌の発行その他の事業費	枚	枚	枚
⑦調査研究費	枚	枚	枚
⑧寄附・交付金	枚	枚	枚
⑨その他の経費	枚	枚	枚
計	枚	枚	枚

- 少額領収書等の写しに係る支出がない。（令和 年分）

- 同一の少額領収書等の写しを既に提出している。
（該当する年の（ ）に○を付け、提出年月日を記入してください。）
- （ ） 令和〇〇年分（令和 年 月 日提出済）
（ ） 令和〇〇年分（令和 年 月 日提出済）
（ ） 令和〇〇年分（令和 年 月 日提出済）

令和 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について（通知）

総務大臣 殿

国会議員関係政治団体の名称 _____

会計責任者の氏名 _____

「少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）」（令和 年 月 日付け総行支第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第1項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

1 延長を求める期間 30 日間

2 命令があった日 令和 年 月 日

うち、令和 年分は提出済（令和 年 月 日提出）

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため（第1号に該当）

・公職の候補者の氏名 _____

・選挙の種類 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙

その他（以下に具体的に記入してください。）

(2) 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため（第2号に該当）

（以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記入してください。）

令和 年 月 日

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について（通知）

総務大臣 殿

国会議員関係政治団体の名称 _____

会計責任者の氏名 _____

「少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）」（令和 年 月 日付け総行支第 号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第2項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

- 1 延長を求める期間 _____ 日間
(31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間)
- 2 命令があった日 令和 年 月 日
うち、令和 年分は提出済（令和 年 月 日提出）
- 3 延長を求める理由
提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため
(当該特別な事情)

<記載上の注意>

当該特別な事情は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間（提出するため必要な最小限度の期間）の根拠も併せて記載してください。

お問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省選挙部支出情報開示室 03-5253-5398

[※平成19年の政治資金規正法改正の詳細についてはこちらをクリック](#)

【参考情報】

政治資金監査に関する質疑について政治資金適正化委員会の見解をまとめた「政治資金監査に関するQ&A」が以下のホームページアドレスに掲載されています。このうち、「V. 政治資金監査方針② 個別監査指針」の中に、領収書関係のQ&Aがありますので、参考にしてください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/12945.html